

B分科会 学校法人会計基準と計算書類の取扱い

運営委員：酒井達夫
土橋正文

B分科会は、学校法人に採用されて間もない方や学校会計業務の実務経験が比較的少ない方々37人を対象に、「学校法人会計基準」における計算書類である財務3表「資金収支計算書」、「事業活動収支計算書」、「貸借対照表」を柱として、内訳表、基本金明細表等の計算書類について説明を行いながら、学校法人に関する法律と日常行う会計処理についての理論研修を行いました。

教材は、資料3「学校法人会計基準と計算書類の取扱い」を使用しました。始めの導入で学校法人が計算書類を作成する目的などを理解するための法律として、「教育基本法」・「学校教育法」・「私立学校法」・「私立学校振興助成法」について主要な条文を取り上げ、その条文が持つ背景や意味、さらにその条文に関連する諸法規について解説を行い、学校法人の成立に係る法的根拠、理事会、評議員会、そして三様監査等を解説し、学校法人会計基準ができた経緯等について説明を行いました。さらに大学・短期大学が受ける主な検査・調査を説明しました。

次に、「学校法人会計基準」については、すべての条文について基礎的事項の解説を行いながら、学校法人会計基準の原則、学校会計の計算体系、資金収支計算書と事業活動収支計算書の違い、教育研究経費と管理経費の区分と注意点、資本的支出と経費の違いなど勘定科目、計算書類の様式等についての説明を行い、日常行っている会計処理について研修を行いました。なお、重要な事項および注意すべき事項については、企業会計原則や文部科学省令等を加え詳細な説明を行いました。

各学校の現場では、会計処理はシステム化されており、仕訳伝票の起票と入力により「資金収支計算書」等の計算書類が自動的に作成されることがほとんどです。本研修を通じ、学校会計の基である「学校法人会計基準」と計算書類並びに日常行う会計処理との関係についてより理解を深められたものと思います。

参加者の方々には、初日に、勤務校の情報も含めた自己紹介を行っていただき、和やかな雰囲気の中、3日間に及ぶ研修により、大学職員としての自覚と学校法人会計処理全体の流れについて理解が深まり、日常の会計処理に疑問に思った時の対処法を理解していただけかと存じます。次年度はさらに工夫をして、学校法人会計が初めての方でも、分かり易く説明をしていきたいと思っております。